

住宅用火災警報器

が大切な「命」「財産」を守ります！

住宅火災による死者の半数以上が逃げ遅れによるものです。火災の早期発見に有効であることから、平成18年6月に新築住宅へ設置が義務付けられ、平成20年6月以降、法令により市内のすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

住宅用火災警報器（住警器）はどんなもの？

煙や熱を自動的に感知し、音や声により火災の発生をいち早く知らせるための器具です。



煙式警報器

煙を感知して知らせるもので、
寝室や階段等に設置します。



熱式警報器

熱を感知して知らせるもので、
煙や蒸気の多い台所等に設置します。

※ 電源は、「電池を使うもの」と「家庭用電源（100V）を使うもの」があります。



平成26年4月1日から、住宅用火災警報器の「鑑定制度」が国家検定の「検定制」に変わりました。

それに伴い、表示される証票も従来の「鑑定合格証票（NSマーク）」から「検定合格証票」に変更となっています。

「鑑定合格証（NSマーク）」の商品は、平成31年3月31日までは販売や設置工事は可能ですが、それ以降は販売も設置工事を行うことはできなくなります。

設置による効果

1 火災に気づき、命を取り留めました

布団がヒーターに接触し出火したが、住警器の警報音で目が覚め、なんとか避難することができた。これによりやけどを負ったが命に別状はなかった。

2 早く気づき火災発生または拡大に至らなかった

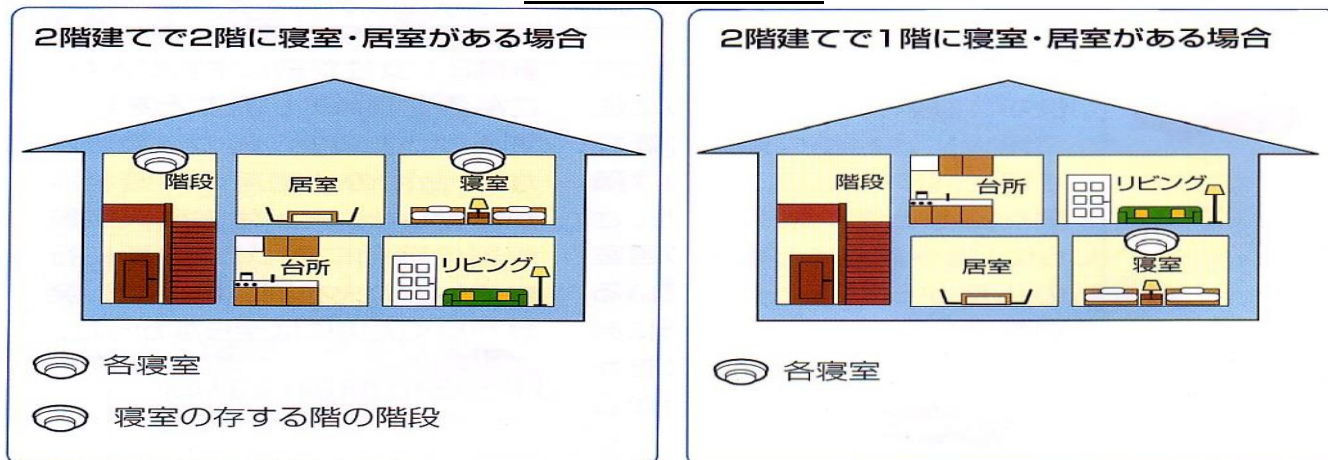
子どもが隣の部屋で住警器の警報が鳴動しているのに気づき、行ってみると電気コードの短絡によりこたつ布団が燃えていた。水をかけて、初期消火に成功。

※ この他、隣人や通行人が気づいたことで、火災発生に至らなかったなど、住宅用火災警報器を設置したことで、大きな被害にならずに済んだ事例が多く出ています。

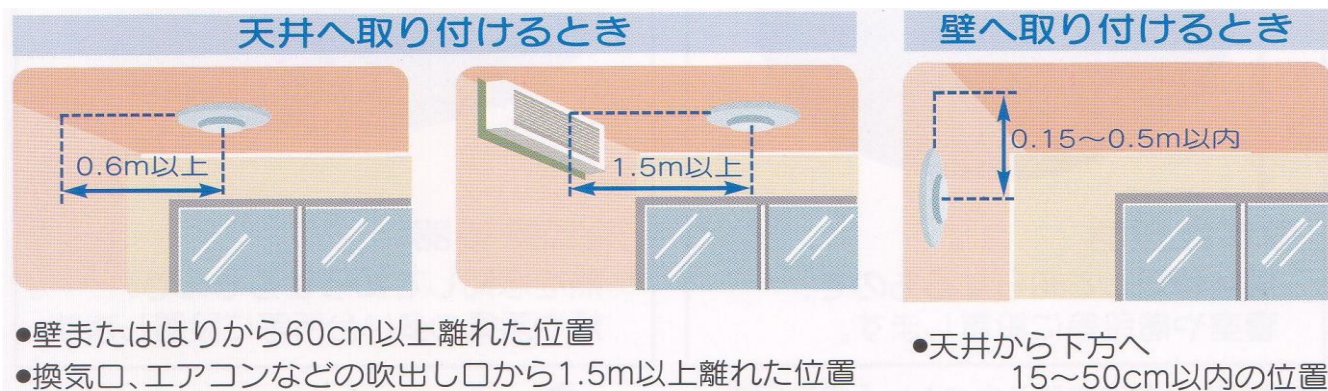
どこに設置するの？

- 住宅用火災警報器は原則として、**寝室と寝室がある階の階段**に設置義務があります。
- **台所**については、設置することをお勧めしています。

設置例



設置する位置



作動点検のポイント！

- ◎ 住警器にある「ボタンを押す」あるいは「引きひもをひく」ことで、警報音がきちんと鳴るかどうか確認しておきましょう。
- ◎ 点検は、定期的に確認する時期を決めておくと便利です。最低1年に1回は点検を行ってください。
- ◎ 点検の際は、実施の警報音がどんなものであるかを家族で確認しましょう。

住宅用火災警報器の交換時期に注意しましょう！

住宅用火災警報器の点検時に音が鳴らないときは、電池切れや本体の寿命により故障している場合がありますので、電池の交換または機器本体の交換が必要です。

● 交換時期について

- ◎ 交換時期はおおむね**10年**。※ガス警報器の交換時期は**5年**です。
- ◎ 乾電池を交換するタイプでも本体の寿命はおおむね**10年**となりますので、設置した時期からおおむね**10年**経った住警器は本体の交換を行ってください。

● 廃棄方法について

- ◎ 廃棄の際は、住警器本体から電池を取り外してください。
- ◎ 鎌ヶ谷市で定める廃棄方法を確認し、正しく廃棄しましょう。

押売りなどの悪質販売にご注意ください！

- ◎ 消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。
- ◎ 電池式は簡単に取り付けることができます。
- ◎ 住宅用火災警報器は、ガス機器店、電器店、防災用品店、ホームセンター等で販売されています。

問合せ先

- | | |
|-------------|-----------------|
| 鎌ヶ谷市消防本部予防課 | 電話 047-444-3273 |
| 鎌ヶ谷市中央消防署 | 電話 047-444-3222 |
| 鎌ヶ谷市くぬぎ山消防署 | 電話 047-442-1119 |
| 鎌ヶ谷市鎌ヶ谷消防署 | 電話 047-442-6119 |